

条約等の国内担保法の施行令における施行日の規定ぶりについて

（担当 細川参事官）

一 議題

条約又は協定（以下「条約等」という。）の国内担保法において施行日を定める場合、通常は、当該条約等が「日本国について効力を生ずる日から施行する。」又は当該条約等の「効力発生の日から施行する。」

（二国間協定の場合）と規定する。

これらは、いずれも当該条約等が我が国について効力を生ずる日を施行日としており、条約等の国内担保法という性格上、当然の規定ぶりである。

一方で、これらの国内担保法の施行令の施行日については、次の二通りの規定ぶりが見受けられる。

(1)当該条約等が「日本国について効力を生ずる日から施行する。」（少なくとも4用例）

※二国間協定のケース（当該条約等の「効力発生の日から施行する。」）の用例は見受けられなかつた。

(2)「法の施行の日から施行する。」（用例多数あり）

※施行日政令を制定しないため、具体的な施行日の期日は規定していない。

一般に法律の施行令の施行日においては、「この政令は、法の施行の日（令和〇〇年〇〇月〇〇日）か

ら施行する」と規定する場合が多く、政令が法律の委任を受けて制定されるものであることを踏まれば、施行令の施行日をその委任の根拠である法律の施行日に係らしめることは自然である。

一方で、法律の施行日が確定日である場合には、施行令の施行日も同確定日で規定することが慣例化していること（法令整備会議関係資料集（四）二二九頁）は、施行日は委任・受任関係を直接表すものではなく、あくまでも施行の契機を表すものに過ぎないことを示していると考えられる。

※一般的に施行令の施行日において、「この政令は、法の施行の日（令和〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。」と規定するのは、①実質的には施行日政令で規定される確定日において当該施行令が施行されるることは明らかである一方で、法律において具体的期日が規定されていないこととのバランスを取っている、②施行令は施行日政令と同時に公布されることが一般的であり、施行日政令の公布即施行を受けて施行令における施行日の規定が効力を有するという両者の先後関係を示す、等の理由が考えられる。

条約等の国内担保法の施行令の施行日について、施行令が条約等から直接委任を受けたものではなく、法律（国内担保法）の委任を受けて初めて国内的効力を持つという関係を踏まえれば、前記(2)のように規定することが合理的であるが、施行日があくまでも施行の契機を表すものに過ぎないと整理に基づけば、これに委任・受任関係を合わせて表現しようとすることは、施行日に本来予定されている機能以上の意味を課すことになる考え方られる。

※なお、法律・政令に関する事項ではないが、政令のみの委任を受けて制定される省令の施行日においては、①法の施行日とするものと、②政令の施行日とするものの両者が見受けられる。前者は施行日

を施行の契機と捉える考え方、後者は施行日に委任・受任関係を含める考え方と整合的である。

以上を踏まえれば、条約等の国内担保法の施行令における施行日の規定ぶりについては、(1)を原則とすべきではないか。

二 資料

(1)の例)

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平三〇法六九）附則
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（↓）の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（平三〇政二四一）附則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平二七法四二）附則

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし。

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平二七政三七八）附則

（施行期日）

第一条 この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし。

※本施行令の説明資料抜粋

「法第21条第1項による規制対象とする水銀等の指定については、法第21条第1項の規定が条約が日本国について効力を生ずる日に施行されることから、その施行日は条約が日本国について効力を生ずる日とすることとしたい。」

○船員法の一部を改正する法律（平二四法八七）附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 目次を削り、の規定 二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日

三 （略）

○船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平二五政一

二七）附則

この政令は、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし。

※本整備政令の説明資料は審査録中に保存されていないが、用例集において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭五五政二五五）が記載されている。

○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭五五法四一）附則

（施行期日）

第一条 この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭五五政二五五）附則

（施行期日）

第一条 この政令は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

※本政令の説明資料抜粋

「環境庁は、A・今回の政令改正の主要部分（禁止する物質の範囲、排出・焼却の海域、方法等）は条約の批准に伴うものであり、条約の発効の日とすべき、と主張し、一方運輸省はB・前々国会において

成立した海洋汚染防止法改正法の施行日とすべきである旨主張し、結局最後にはA.によつた。」

(2)の例)

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平三〇法六一）

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし。

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（平三一政一一）

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。ただし。

※本政令の説明資料において次のような記述があるとともに、用例集において「○○法施行令の施行日が○○法の施行日（条約が日本国について効力を生ずる日）と同一の場合、「この政令は、○○法の施行の日から施行する。」と規定する例」として海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平二六政二九九）が挙げられている。

「法の施行日前のうちに伴い必要となる次の規定については、上記②に施行させることとし、それ以外の規定については、法の施行日に施行する。」

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平二五法四八）

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平二六政一一）

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

※本政令の審査録中コンメンタール抜粋

「本令の施行日は、法の施行日、すなわち国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下「条約」という。）が日本国について効力を生ずる日であり（法附則第1条）、具体的には、条約の締結（加入書の寄託）の後3番目の月の初日である（条約第38条第3項）。」

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平二六法七三）附則

（施行期日）

第一条 この法律は、二十四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（次条第一項において「船舶バラスト水規制管理条例」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平二六政二九九）附則

（施行期日）

第一条 この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（）の施行の

日から施行する。ただし。

※本政令の説明資料において施行日に関する特段の記述はなく、また用例集において施行日に関するものは挙げられていない。

(特殊な例)

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平六法五四）附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平六政三〇八）附則

(施行期日)

1 この政令は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成六年九月三〇日）から施行する。

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（平六政四〇七）附則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年十一月二十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（）の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし。

※本一部改正法の説明資料抜粋

「本年10月に施行予定の「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第8

9号」（以下、関係法律整備法という。）第248条においてオゾン層保護法第27条の改正が規定されている。従つて、附則において本法の施行日を公布後6月以内の政令で定める日として、改正議定書の発効日が関係法律整備法の施行後になる場合には、政令で特定物質の定義を既存特定物質として改正議定書の発効日前に施行し、その後新規特定物質を政令により追加する等の議定書改正を受けた所要の改正を行うこととする。」

（注）第一部改正法では、法律で特定物質を議定書に掲げる物質として定義していたものを、政令で定めるものとする改正を行つた。

※本施行令の説明資料抜粋

「モントリオール議定書の改正のうち国会での承認が必要なものは、その特定物質への追加であるが、今次制定するオゾン層保護法施行令（以下「施行令」という。）ではこれら3物質を特定物質に指定せず、改正後のオゾン層保護法はモントリオール議定書の改正内容を盛り込まない形で実施される。したがつてオゾン層保護法の改正法（以下「改正法」という。）の施行の時点で、議定書の改正が国会で承認されていなくても問題ない。」

「ところが、本年10月1日より施行される予定の「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第89号）」第248条では、現行のオゾン層保護法第27条の改正が規定されているところ、今回のオゾン層保護法改正に伴い、整備法の再改正が必要となることから、その附則で整備法の改正規定の改正を行つている。このような事情からこの度オゾン層保護法一部改正法の施行期日を整備法施行前の9月30日とする。」

「改正議定書の発効日が10月1日より遅れることが確実となつた現時点でのオゾン層保護法一部改正法を施行せざるを得なくなつたことから、モントリオール議定書の92年11月改正の実質的内容は、我が国に対して改正議定書の発効する予定の来年1月以降に実現されるよう改めて議定書寄託後（10月中旬を予定）に手当てすることとし、今回新たに定める同法施行令においては、改正オゾン層保護法の下において現行のモントリオール議定書に基づく義務を履行できる体制を整えることを目的として、等の内容を定めることとする。」

（参考条文）

○行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平五法八九）

（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正）

第二百四十八条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

（聴聞の特例）

第二十七条 （略）

2 第十六条第一項から第三項までの規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 （略）

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平六法五四）附則

（行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第三条 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二百四十八条のうち、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二十七条の改正規定中「第十六条第一項から第三項まで」を「第十六条」に改める。

※本一部改正法本則において、オゾン層保護法第十六条第四項を削除する改正を行つている。

（政令のみの委任を受けて規定される省令の施行日の用例）

①法の施行日とするもの

○法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平二七法務・厚生労働一）

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第十七条第四号口の規定に基づき、法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則を次のように定める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

②政令の施行日とするものの

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条に規定する委託の基準に関する省令

(平二五環境五)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）第四条の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条に規定する委託の基準に関する省令を次のように定める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四

十五号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

※本省令の公布日と同日に、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令（平二五政四四）が公布され、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日は、平成二十五年四月一日とする。」と規定されている。

条約等の国内担保法の施行令における施行日の規定ぶりについて

(担当 細川参事官)

○ 議事要旨

①条約等において制度の大枠の整備のみを求めている場合において、法律において細部も含めた制度の整備をした場合には、施行令の施行は法律の施行を契機と考える方が適切であるという意見、②施行日を施行の契機を示すという考え方を徹底すれば、法律において施行日を「公布の日から起算して〇〇月を経過した日」と規定する場合も施行令において同様に規定することが可能である一方で、実際には「法の施行の日」と規定することが通常であることも踏まえ、法律の委任があつた上で政令という關係を重視すべきであるという意見、③条約の国内担保法とされるものを、(一)条約等の存在を前提となれば無意味であるもの、(二)条約等の存在の有無にかかわらず国内的に実施可能な内容であるが、条約等に合わせて施行することを法律として選択したと考えられるものの二通りに分類し、前者については条約等が「日本国について効力を生ずる日」と、後者については「法の施行の日」と整理すべきという意見等があり、結論としては、個々の施行令の有する事情に応じて使い分けることが適當ということとなつた。